

新型コロナウイルス感染症に対する基本方針について

令和2年3月31日
新型コロナウイルス感染症に
関する静岡大学対策本部会議

1. 基本的考え方

<基本的考え方>

- 新型コロナウイルス感染症への対策としては、各自ができる感染防止対策を実行するとともに、感染クラスター（集団）の発生を防止することが重要と言われており、特に、①換気の悪い密閉空間、②多数が集まる密集場所、③間近で会話や発生をする密接場面の3つの条件が重なる場所がクラスター（集団）発生のリスクが高いと言われている。
- このため、大学並びに学生及び教職員等においては、「[新型コロナウイルス感染症における静岡大学活動指針](#)」に基づき行動し、感染の拡大を防止する取組に努める。
- また、各自ができる感染防止対策（手洗い、咳エチケット、うがい等）を日常生活や学校生活の場面において、日頃から継続的に実行すること。

I 恒常的対応措置

1. 本学における感染防止対策について（※更新：令和5年4月1日現在）

（1）主な対策について

（大学）

- ①主な建物への政府作成の感染防止対策啓発用資料の掲示・周知に努めるなどにより、各自でできる感染防止対策（手洗い、咳エチケット、うがい等）の励行及び感染クラスター（集団）の発生防止のための取組（密閉空間・密集場所・密接場면을回避）を促進すること。
- ②建物や部屋のこまめな換気、各棟トイレへの液体石鹼の配置及び主な建物入口へのアルコール消毒液の配置、空き教室の活用による食事場所の分散などの感染防止対策を継続的に実施すること。
- ③アルコール消毒液等必要な物品の備蓄に継続的に取り組むこと。（保健センター等）

（学生及び教職員等）

- ①各自でできる感染防止対策（手洗い、咳エチケット、うがい等）を日頃から実践すること。

- ②感染クラスター（集団）の発生防止のため、普段から、密閉空間・密集場所・密接場を回避する行動に努めること。
- ③毎朝の検温に努め、風邪の症状が見られるときは、大学には登校（出勤）せず休むこと。登校（出勤）中に風邪の症状が出たときは、無理せず直ちに帰宅すること。
- ④風邪の症状が出て自宅で休養中は、毎日、体温を測定し、健康観察表に記録すること。また、万一来に備え、休養前の2週間を振り返り、行動の記録を作成しておくこと。

（2）授業等集団で行う活動・行事等に関する対策について

- ①授業の実施に関する感染防止対策については、以下により取り扱うものとする。
 - ・「[新型コロナウイルス感染症対策のための対面授業実施上の留意事項について](#)」（令和5年3月2日）
- ②授業以外の集団行う活動・行事等についても、授業における感染防止対策等を参考に、必要な感染防止対策を講じるものとする。

2. 各種の取扱いについて（※更新：令和5年4月1日現在）

各種取扱いについては、各発出部局の通知を参照すること。

II 臨時休業に関する対応措置

学生又は教職員に感染者が発生した場合の臨時休業の判断等の対応については、以下に基づき実施するものとする。

1. 臨時休業に関する基本的考え方

- 当該感染者の症状の有無、学内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を総合的に考慮し、保健所と相談の上、
 - ①感染した学生及び濃厚接触者の登校停止（学校保健安全法第19条）（※教職員の場合は、就業禁止（以下、同じ。））
 - ②大学の全部又は一部の臨時休業を実施（学校保健安全法第20条）のいずれかを決定する。

2. 臨時休業の実施に係る手順

- ①学生又は教職員に新型コロナウイルス感染症の感染者が発生したとの報告を受けた部署（総務部、各学部事務部等）から学務部教務課に、新型コロナウイルス感染症の感染者の発生について報告する。
- ②学務部教務課は、保健センター及び休業内容等検討組織（注）に報告する。
- ③保健センターは、保健所に連絡し、保健所の指導を仰ぐ。

- ④休業内容等検討組織は、休業内容の検討を行い、その結果を基に、該当者の登校停止とするか、臨時休業とするかを決定し、対策本部長（学長）に報告する。
 - ⑤学長は、④の結果に基づき、登校停止又は臨時休業を実施する。
 - ⑥臨時休業を実施する場合、学長は、感染者所属部局の長を含む関係部局長に指示し、臨時休業のために必要な措置を行うものとする。
- （注）休業内容等検討組織は、学長（対策本部長）、教育担当理事、リスク管理担当副学長、事務局長、保健センター所長、感染者所属部局の長及び学長が指名する者で構成する。

3. 臨時休業の対象範囲（休業単位、休業期間、立入制限区域）

（1）臨時休業の単位

- ①臨時休業の単位は、原則として、感染者が発生した学部、学科又はコース等とするが、最終的な臨時休業の単位は、保健所の指導に基づき定める。

（2）臨時休業の期間

- ①休業内容等検討組織において、当面の臨時休業期間を決める。
- ②保健所の指導に基づき、最終的な臨時休業期間を定める（例えば14日間など）。

（3）臨時休業時の立入制限区域

- ①休業内容等検討組織において、当面の立入制限区域を決める。
- ②最終的な臨時休業時の立入制限区域を定める。

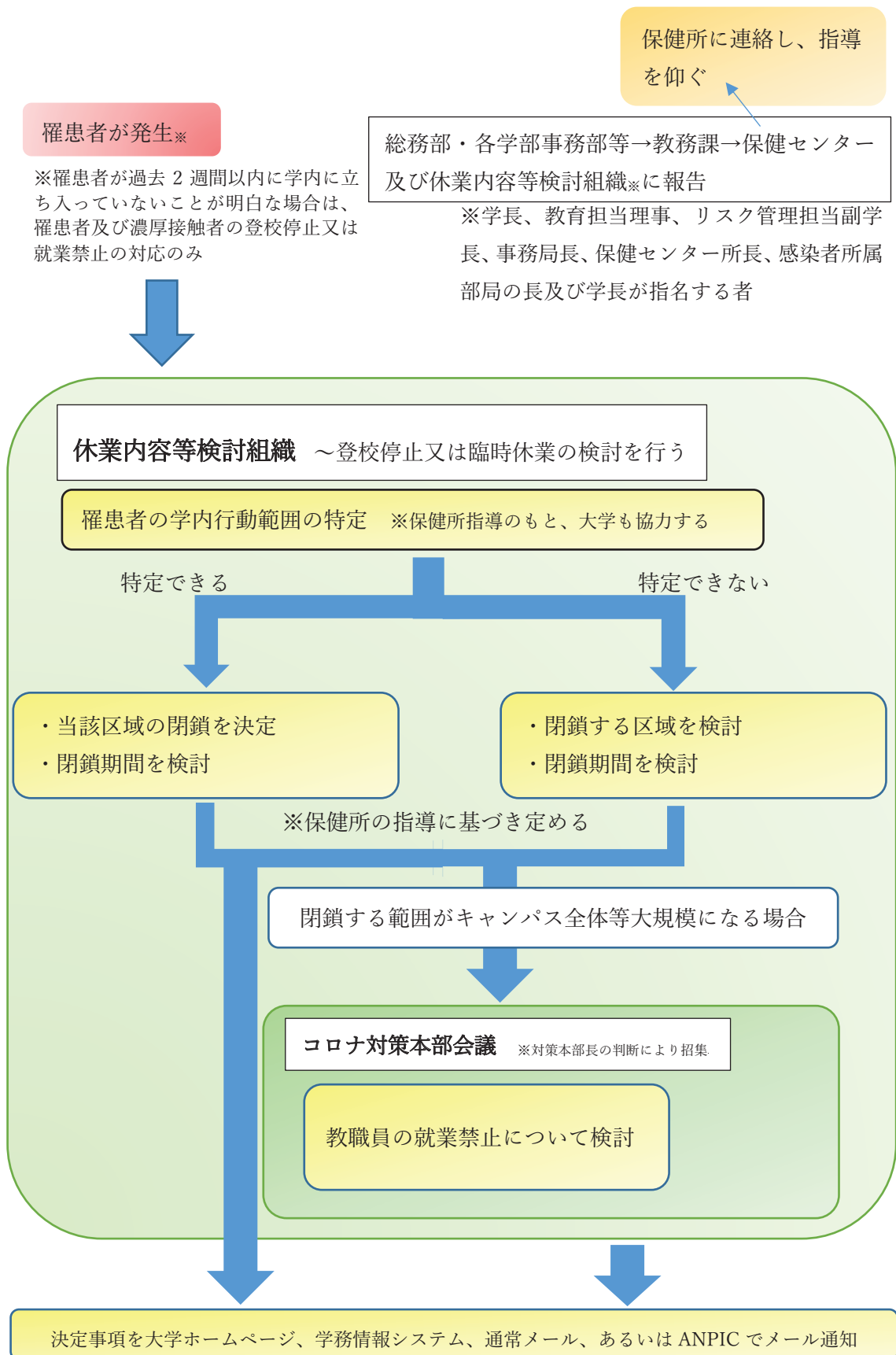
4. 臨時休業時における教職員の対応

- ①教職員は、臨時休業時においても出勤することを原則とする。（感染者及び濃厚接触者は就業禁止とする。）
- ②キャンパス閉鎖等大規模な臨時休業が必要と判断される事態になった場合には、休業内容等検討組織での協議のほか、対策本部長（学長）の判断により、対策本部を招集し、全教職員の就業禁止が必要か等を協議することができるものとする。

5. 保健所との連携体制

- 最寄りの保健所（静岡市保健所、浜松市保健所）との連絡窓口は、保健センターが担当するものとし、個別具体の対応については、保健所の指導に基づき対応する。

○新型コロナウイルス罹患者発生後のフローチャート



※「新型コロナウイルス感染症に対する基本方針について（令和 2 年 3 月 31 日新型コロナウイルス感染症に関する静岡大学対策本部会議）II 臨時休業に関する対応措置」に基づき作成